

令和6年12月6日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	警告
(4) 原因となった事故等の概要	令和5年9月4日に東海汽船株式会社の運航する旅客船「セブンアイランド大漁」が熱海～大島航路において機関停止及び岸壁へ衝突した事実について、運輸局及び海上保安官署に報告していなかった。
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和7年1月14日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <p>① 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>② 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</p> <p>③ 船長は、安全管理規程第43条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに海上保安官署へ連絡すること。あわせて、自らが講じた措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。</p> <p>また、安全統括管理者は、安全管理規程第45条に基づき、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより、速やかに経営トップへ報告し、必要な対応措置を講じること。</p> <p>④ 運航管理者は、安全管理規程第44条、第48条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署に事故の概要及び事故処理の状況を速報すること。</p>

<p>(6) 違反点数付与状況</p>	<p>違反点数 8点 (うち輸送の安全に関する違反点数 8点)</p> <p>当該事業者の累計点数</p> <ul style="list-style-type: none">・東京～大島～神津島航路 11点・熱海～大島航路 8点 (※今回の警告による点数)
---------------------	--